

株式会社の内部構造

—「会社それ自体」の三側面—

中 條 秀 治

- I はじめに
- II モノとしての側面
 - 1 株主の所有権
 - 2 株主の有限責任
- III ヒトとしての側面
 - 1 「会社それ自体」
 - 2 法人とはなにか
- IV 組織としての側面
 - 1 会社の機関
 - 2 代表権と業務執行権
- V おわりに

キーワード：組合・社団・財団・集団・団体・組織・法人・株式会社・
会社それ自体論・会社の機関

I はじめに

株式会社という存在は社会的構築物として革命的発明である。それゆえにこそ、株式会社の論理構造を理解することは容易なことではない。

会社は誰のものか。「団体」概念から見た場合、株式会社は「会社自体のもの」というところに落ち着いた（中條、2003）。この結論は「会社それ自体」を主張する先行研究の説明論理とはいさ

さか異なる文脈から導き出された。

わたしは集団・団体・組織という概念を中心にすえ、団体概念から演繹して株式会社を理解する。組織理論の基礎概念のうち、「団体」の成立として株式会社を捉えることで、株式会社の論理構造が明快に説明できる。株式会社の分析は、商法に規定される会社全般の法律的議論に及ぶが、集団・団体といった概念が会社法における難問である「組合」と「社団」の違いの議論に無理なく援用できると言うことも特筆に値する（中條、2000a、2000b）。このことは、組織理論の基礎概念の適用範囲の広範さとその有効性という意味で画期的である。

以下では、株式会社を「団体」の成立として捉えたうえで、株式会社の構成要素としての「株主」・「会社それ自体」・「会社の機関」を集団・団体・組織の概念を適用して分析しようと思う。これは株式会社の内的論理構造として、岩井（2002、1993）が指摘する「モノとしての側面」と「ヒト（法人）としての側面」に、新たに「組織としての側面」を追加し、三側面を持つ存在として整理する試みである。

Ⅱ モノとしての側面

1 株主の所有権

商品経済が浸透した資本主義社会では法的に規制しない限り、あらゆるモノが商品として売買の対象となる。人類の歴史を簡単に振り返ってみても、売買されなかったものを探すことのほうが困難である。現代資本主義では株式会社も売買の対象となっている。商品は交換価値と使用価値との二面性をもつが、株式会社という存在についても、商品として売り買いされる交換価値の側面を持つ一方、財とサービスの生産を担うという使用価値の側面を持つ。株式会社は売買されるモノと捉えられる一方で、また法人格を得て経済活動の担い手であるヒトとして振る舞う。^(注1)

モノとしての会社は株式市場で取引されている。会社は発行株式という形式で資金を集めている。株券の所有者は株主といわれ、株主としての権利である自益権と共益権を持つ。自益権は配当にあずかる権利であり、共益権は会社経営に関わる基本的提案に対して賛成票あるいは反対票を投ずる権利である。これは間接的な経営への関与である。直接的な経営行為ではないことに注意する必要がある。

「会社は株主のもの」と言われることがあるが、株主は、株式会社の何を所有しているのだろうか。「私的所有権」は絶対である。所有権と処分権を結び付けて考えるのが、資本主義の特徴である。自分の買ったものは煮て食おうと焼いて食おうと勝手である。人がとやかく言えないとい

(注1) 岩井（2003、1993）はマルクスの「商品という存在の二面性」というアイデアを借用して、株式会社を分析してみせる。売り買いの対象である「モノ」としての会社と「法人」とみなされ「ヒト」として振舞う会社という二面性を手掛りに、資本主義社会の原動力たる株式会社を分析してみせるのである。

うことになっている。一般に、所有権と処分権は一致しているものではあるが、これは一人の人間の所有を想定している場合である。

株式制度が前提としている所有は複数の人間による共同所有である。会社の所有権は譲渡自由な等額株券という形で投資家に共同的に所有される。多数による所有については法的に3つの類型がある。「共有」・「分有」・「総有」である。この違いは重要である。個人の持分権が明確な段階から、集団概念における「分有」をへて、団体概念における「総有」となる。

「総有」においては、個人の持分権そのものも否定される。株主は株式会社の所有権を「総有」という形で共同所有している。「総有」とは団体による所有を認め、構成員の所有権を否定する考え方である。株式会社の所有形態である「総有」においては、所有権と処分権が直接的に結びついていない。処分権を主権の強制行為だと位置づけると、「総有」を性格とする株式の所有権にはもともと「主権」というほどの強制的な処分権限が伴わないのである。それを承知で株主は株を購入しているのである。そのかわり、会社が気に食わなければいつでも所有権を転売できるというのが株主としての意思表示の基本であると考えられる。

株主権を絶対のものであるかのように誤解し、会社の蓄積資本を株主に還元せよとの主張を展開する戦闘的な株主がいる。たとえば、東京スタイルの株主総会では株主への利益還元を主張する株主提案が提出され、結果的には否決されたが物議をかもした。これなどはアメリカ型の株主主権の立場にたった一方的な主張と言えなくもない。

高村（高村直助、201p）は、株式会社の定着の指標として減価償却の重要性を指摘している。たとえば、日本勧業銀行の救済貸付に際しては、「毎半期に機械原価の1.5%を償却積立金とすることが義務付けられた」（p.202）という例を挙げている。経営者は株主の短期利益の還元要求に対して、永続的経営の観点で、株主と対決することを必要とする。

2 株主の有限責任

「株式会社は事業の負債及び債務に無限責任を負うが、株主はそれらの責任を負わない。なぜなら、理論上すべての負債は法的主体の債務であって、株主の債務ではないからである。実際、株主は投資した分の危険は負うが、それ以上の危険は負わない。」（ハミルトン、訳p.17）これが株主の有限責任である。

株主の有限責任の論拠は、「会社それ自体」が法人として独立した存在となるためである。株主には一定の権利（株主総会に参加する権利である共益権・利益配当請求権や残余財産分派意見などの自益権）が認められているが、会社という存在は株主とは別の独立した主体的存在なのである。株主は資本の提供者にすぎず、会社経営に直接的に関与しない。会社経営は会社の機関としての取締役会の専管事項である。

株主の有限責任の論理は無限責任社員により構成される合名会社、あるいは合名会社に有限責

任の出資者が加わった合資会社と比較してみると分かりやすい。合名会社は出資者が業務執行権を持つがゆえに、無限責任である。また合資会社は業務執行に関わる無限責任社員と出資だけして経営に関与しない有権責任社員をつくる会社であるが、ここで面白いのは、有限責任社員が経営に口出しし業務執行社員であるかのように振舞った場合には、無限責任を追及されるという事実である。要するに、経営に口出した時点で経営責任を負うということである。この理屈を株式会社にあてはめてみると、なぜ株主は有限責任なのかということがわかる。

初期の株式会社においては、追加の出資が求められるということがあり、株式会社の有限責任が必ずしも成立していなかったとの指摘がある。しかし、これは出資者の顔ぶれが社会的な信用の基礎となる合名会社的要素が多分に残っていた時代の話とすれば、本格的な株式会社の成立以降の有限責任制の確立と矛盾する話ではないように思われる。もちろん、現在でも、個人企業が節税対策に「法人成り」したような“株式会社”の場合には、社会的に「会社法人」の存在感が疑われており、銀行などから融資を受ける場合も個人の連帯保証を要求されることが一般的である。これに対しては、借りる側・貸す側双方に言い分はあろうが、形式的には不合理でも実質合理性という面からは現実的対応であり致し方ないといえる。

Ⅲ ヒトとしての側面

1 「会社それ自体」

「会社は誰かのもの」であると人は考える。会社は実体のない抽象概念であり、会社を実質的に動かしているのは実在としての自然人しかいないからである。このような考え方はしごくもっともなもので、誰かの意思で会社は設立され、また運営されているのである。このことは否定しようがない事実であるが、株式会社は発起人や出資者としての株主と同一視されるべきものではない。株主とは別個の主体的存在として「会社それ自体」が成立するという論理で株式会社制度は組み立てられているのである。

ハミルトン（訳p.18）は「株式会社の概念は、会社を所有しかつ運営する現実の人間から独立した別個の法的主体を事業に持たせ、単純化させるという点がポイントである」と指摘する。しかし、「現実の人間から独立した別個の法的主体」という表現の意味を理解するのはそれほど簡単なことではない。

会社それ自体の成立を理解するためには、構成員を超える全体性の成立を主張する「団体」の概念が必要となる。また団体の概念につらなる一連の概念として「集団」や「組織」といった概念をもつ必要がある。これら概念の助け無しには、「現実の人間から独立した別個の法的主体」という表現すら真に理解されることはむづかしいであろう。

私は集団と団体という概念を援用して、組合と社団という概念を分析してきたが（中條、2000a、

2000b)、株式会社は団体概念の成立として位置付けてこそ、「会社それ自体」論の論理構造が見えてくる。日本の商法は「組合」である合名会社などの会社をひっくるめて「営利社団法人」と位置付けているが、「組合」と「社団」という異なる概念を混在させることで、「社団」と言うものの概念自体を混乱させている。これにより合名会社と株式会社との差異が不明確なものとなり、株式会社の団体性に対する理解が曖昧なものとなることは否めない。

株式会社は「社団」か「財団」か。株式会社の団体性は「財団」として理解するほうが論理的に整合性がある。資本結合の閉鎖性ということであるならば、確かに資本が固定化され、そこに閉鎖性が形成されているという意味で一貫した説明が可能となる。会計原則をみても、株式会社の資本の三原則として（1）資本充実・維持の原則（2）資本不変の原則（3）資本確定の原則が挙げられており、株式会社の信用の基礎としての資本を最重視している。

商法は会社を「社団」と規定しているが、会社には「人的会社」である合名会社から「物的会社」である株式会社まで含まれている。合名会社は「組合」の性格を強く残しており、「社団」の概念で理解するにはさまざまな困難がある。合名会社は本来的には個人の集まりであり、組合性は認められても、社団性が不十分である。^(注2) しかも、株式会社についてはこれを株主を構成員とする「社団」とするには、株主の作る社会的関係の閉鎖性という意味から考察すると問題がある。合名会社は出資者が経営を行うが、その場合、各社員の個性とその人的結合が共同企業形態を支える基礎となる。これに対して、株式会社では社員である株主は出資のみを担当し、直接に経営に参加することを想定しない論理構造となっている。会社の信用の基礎は社員の個性ではなく、出資金の存在にある。

株式会社には株式非公開の中小企業から社員何万人という公開大企業まで含まれている。「法人成り」しただけの非公開会社はその実態としては個人企業ないし個人レベルの共同企業形態としての合名会社に近い。しかし、株式会社のあるべき姿は公開会社であり、公開大規模の株式会社について言えば、株式会社を社団として理解しようとするには無理がある。株式会社が公開会社となり資本参加者が多数化するに及んで株主相互の関係がまったく存在しなくなることは周知の事実である。巨大公開会社の株主を観察すると、株式市場におけるネット取引のデイ・トレーダーに典型的に見られるように株の売買を一日何回も繰り返してはいるが、株主相互間になんの関係もないという状態が出現する。このような現実から判断する限り、株式会社を株主を社員とする「人の集まり」である「社団」として概念化するよりも、「資本の集まり」を信用の基礎とする「財団」と解する方が論理的に整合性がある。公開株式会社の実質は出資金の固定化、すな

(注2) 鷹巢(1989)は株式会社の内的構造を分析するために、合名会社における「組合」の概念と株式会社の「社団」の概念を詳細に論究するという作業をしている。鷹巢が問題にしている概念はわたしの用語法でいえば、集団と団体の違いにこだわった分析であり、わたし自身の問題意識と重なるところが多い。鷹巢の立場は、合名会社の組合性について、完全に個人間の社会的関係に還元してしまう説明に反論し、個人の結合である組合としての全体性を認める説を展開している。鷹巢の問題意識は合名会社の組合性と株式会社の社団性の違いにあるが、集団と団体の概念の本質的な差異に迫った研究を展開していることは敬服に値する。

わち固定資本を信用の基礎として団体概念を成立させたものであると解する方が素直だと思われる。

「会社それ自体」が資本結合を基礎とする「財団」であるとする、株式会社の「社団」としての性格は、会社機関として出現する「組織」において実現する。つまり、会社機関としての経営層と従業員の作る「組織」についてみれば、ここには会社の運営という目的のためになされる協働行為を実現すべく、閉鎖的社会関係が形成されている。

この観点を加えて、株式会社が「社団」か「財団」かを整理すれば、「会社それ自体」の本質としては「財団」であり、会社の運用機関である組織としては「社団」を形成しているといえることができる。

2 法人とはなにか

会社は法人である。法人は法の名の下に自然人と同等の権利義務の主体と認められる。法人は財産をもつし、契約関係の主体ともなる。法人格は突きつめれば実体のない抽象的な存在である会社というものに人格を認めるという法技術である。法人を実体を有するものとすることはできない。しかし、この概念は実体概念では捉えられないが、実在しないとは言えない。「会社それ自体」が影響力ないし権力すら持ちうるのである。これが関係概念の悩ましくも面白いところである。^(注3)

ハミルトン（訳p.17）は、「株式会社を理解するのに最も簡明であつてかつ通常最も有用な方法は、株式会社を、所有者もしくは投資家とは別個の擬制的存在または法的主体（artificial entity）と見なすこと」だと述べる。また「この法的主体は、自然人とまったく同様に自らの名義で事業を行うことができる。事業を行い、資産を取得し、契約を締結しかつ債務を負担するなど、これらすべての行為を個人の資格でなく会社の資格において行うことができる。更に、法的主体（artificial entity）は、あたかも人であるかのように訴えまたは訴えられることができ、税金を支払い、自己の名義で営業許可を申請し、銀行口座を持ち、印章を持ちかつその他諸々の行為を行うことができる」（ハミルトン、訳p.17）と会社という「法人」について説明する。商法は会社に「法人格」を認めるが、これは法制度として「会社それ自体」の成立を認める立場である。^(注4)

商法の多数派の立場では会社を法的「擬制」として捉え、会社と言う存在の背後に人間の実在を想定する。会社は「会社それ自体」の人格を認められてはいるが、それはあくまで擬制として

(注3) これは、行為論から関係論へ、そして「閉鎖的な社会関係」から「境界」を導きだし、集団論・団体論、そして組織論へと理論を組み立てる道筋を鳥瞰できないとなかなか理解しがたい話であろうと思う。しかし、この筋道を一通り辿りさえすれば、実体概念ではないが、社会的関係としては存在し、しかもそこで期待される行為の可能性がなくなれば「虚構」ともなるということに思い至ることができる。

(注4) 昨今、人格なき社団である学会や町内会やPTAに法人格を与える動きもある。法人格がなければ、個人の名で法的義務を確認することになる。学会などの団体の構成員は組合員とはいっても、運営に直接かかわらない会員が大半の匿名組合的存在である。人格なき社団においても団体性は成立していることには注意が必要である。

存在するだけで、それは「実在」ではないと判断されている。要するに、会社の「実在」を認めることに反対する立場があり、会社の存在論争はいまだ未解決の問題である。しかし、概念構成体として「会社それ自体」の成立を主張する株式会社制度の論理は会社を「実体」ではないとしながらも、それを「実在」として扱う。まさに人間の知恵の結晶である。

会社は「会社それ自体」として存在を認められる。会社と株主は別ものとして存在する。もし株主の人格通りに会社が動くなら会社の法人性はそもそも否定されねばならない。会社という法人格は、株主とは異なる主体性を主張するがゆえに、法人格を認められているのである。所有権を有する株主の意思と会社の意思が完全に一致する状態を想定すると、そもそも会社の人格が否定されてしまう。会社の人格と株主の人格とが一致しているのだから、これはいわゆる「法人格否認の法理」にあてはまる事例となる。

一般に、法人格否認の法理は「法人成り」した個人企業に対して、実質的に両者が不可分であると認められる場合に、株式会社の法人格を否認して会社の背後で実権をにぎる個人の責任を問うことを趣旨とする法である。つまり、法人格否認の法理は「法人成り」した株式会社が実質的には個人のダミーとして存在しているような場合に、会社の法人格を否認できるとする考え方である。この考え方の基礎には法人格をもって存在する会社はそれ自体が独立した人格主体たりうるとの考えがある。要するに、会社は「会社それ自体」として行為する権利と義務と責任を負っていると考えられているのである。この場合、会社は誰のものでもなく、「会社それ自体」が法的人格の主体として存在すると想定されているのである。

これを株主との関係で考え直してみると面白いことがわかる。近頃のアメリカ型コーポレート・ガバナンスの議論は「株主」の意向に全面的に従う経営者を理想とする感があるが、もし、株主の意向を前面に打ち立てて、「株主価値」なるものを会社が追求するなら、法人格は否認されるべきなのではないだろうか。なぜなら、ここには「会社それ自体」としての利害も考えもないからである。株主、イコール会社なら、会社に法人格を与える意義は半減する。^(注5)

株式会社はゴーイング・コンサーンと呼ばれ、永続的な事業体として存在する。自然人である株主や経営者や従業員が時間的に有限性をもつということから考えれば、永遠の命を与えられた株式会社という存在の特異さが際立つ。

株式会社は一旦出資された資金を固定化し、事業を継続する社会制度である。通常、株式会社の生存は社会貢献を通じて保障されるというのが株式会社制度の面目である。しかし株式会社は社会に害を及ぼす存在ともなりうる。その場合、人間の生み出したモノは人間が最終的にコント

(注5) 会社の法人格が否認される場合として、「会社の設立が未完成のまま事業が開始された場合、株式未発行でかつその大家を受領せず事業が開始された場合、株主総会、取締役会を開催しない（または不開催の同意の署名がなされていない）場合、株主が共同経営者であるかのように決定を下している場合、株主が会社資産と個人資産を厳格に区別していない場合、会社の資産を個人的な費用の支払いに充当する場合、適切な会計処理をせずに個人的資産を会社の費用の支払いに充当する場合、または、完全な会社記録及び財務記録が維持されていない場合などには、会社という別個の法人格が否定される危険性が相当程度に発生するであろう。」（ハミルトン、訳 p.98）

ロールするという考えかたで対処する必要がある。株式会社は人間の生み出した社会的構築物であるから、株式会社についても、人間がそれに死を与える道を残す必要がある。現行の法的解釈では「法人擬制説」の立場から自然人でない団体そのものを処罰すると言う発想を受け入れていないようである。しかし、「会社それ自体」の成立こそが株式会社の本質だと理解しなれば、「法人実在説」の立場にたつて「会社それ自体」を処罰しなければならない。当然、株式会社は自然人ではなく制度的存在なのだから、処罰としては経済罰と活動の監視・制限から解散命令という処罰が考えられる。最終的には、自然人と同様に法人に死刑を宣告し、存在を許さないという処罰の方法を明確にすべきである。

IV 組織としての側面

1 会社の機関

会社の機関^(注6)は団体運営のための手段である。「会社それ自体」としての株式会社は法的擬制であるがゆえに、それを運営する具体的な人員と運営の仕組みを必要とする。これが組織の側面である。組織の中核を担うのは取締役と監査役がつくる経営機関であり、代表取締役社長以下の担当役員が選出され、「業務執行権」の行使として一連の命令権限関係が形成される。取締役や監査役については会社との委任関係となるのに対して、従業員については会社との雇用関係により組織メンバーとなる。業務執行の観点で組織が形成され、それぞれが団体運営の機能単位として職務・職位・職権・職責を担う。

会社の機関のうち、直接的な経営に関わるのは、商法上は取締役会と代表取締役である。取締役で構成される取締役会が会社を代表する「代表取締役」を選任する。代表取締役は会社との委任ないし信任関係に基づき、会社を代表する。「会社それ自体」のために会社の名において意思決定し、契約する。監査役は取締役および代表取締役を監視する。監査役の業務については、全般的な取締役および代表取締役の監視であるが、その業務範囲は縮小されたり拡大されたりしている。会計分野のみに監視義務を絞った時代もあり、全般的な経営の監視へと広がりを見せた時代もある。

「取締役は、広範な経営権を持つがゆえに、会社という組織の中で独自の地位を占める。取締役は、会社に対する高度の忠実 (fidelity) 及び忠誠 (loyalty) を尽くすことが義務付けられる」(訳p.295) とハミルトンは言う。ここで確認すべきは、株主主権が声だかに叫ばれるアメリカです

(注6) 機関と組織という用語については以下のように考えている。機関という表現は働き・機能を表現しているのみであり、会社を動かすというイメージを機械の動力源として捉えているといえる。機関は機能を表現するものであり、一人の人間がその役割をこなしても、これを機関と表現することに不都合はない。しかし、組織という概念は団体運営の社会的関係として用いられるものであるため、複数の人間の相互作用が前提されている。また、組織は運営に必要な行為を引き出すために社会的関係が構造化され形成される。つまり、規律化や規範化という方向で運営行為が構造化されて組織となるのである。

ら、「広範な経営権」をもつのは取締役であるということと、取締役は「会社に対する高度の忠実（fidelity）及び忠誠（loyalty）」を要請されていると言う認識である。「こうした義務はしばしば『信託義務』（fiduciary duty）と呼ばれ、取締役はときに『受託者』（fiduciary）と呼ばれてその義務は信託の受託者と類比される」（訳p.295）とも説明される。

「会社それ自体」が成立している状況では、会社の機関としての経営者は会社のために働くことを期待される。取締役の義務に関する法律的な根拠として、「会社と取締役の関係は、従来、制定法ではなくコモン・ローの判決によって確立されてきた」（訳p.296）という。コモン・ロー上の義務としては、「（1）会社業務の遂行における注意義務、（2）会社に忠誠を尽くす義務、そして（3）忠実義務の一環として、会社に帰属する事業機会の収奪の禁止」が指摘されている。要するに、取締役の善管義務と忠実義務はアメリカの場合ですら、「会社それ自体」に対するものであって直接株主に対するものではないのである。

取締役の注意義務についてみれば、「経営判断のルール」（business judgement rule）と「経営判断の理論」（business judgement doctrine）という2つの基本原則が適用されると言う（訳p.301）。前者は、「合理的な情報に基づく合理的になされた判断は、たとえそれが会社の観点から不利な結果もしくは大きな損害をもたらしたとしても取締役の責任を発生させない」（訳p.301）というものであり、後者は「取締役会の経営判断は、有効でありかつ会社を拘束し、株主からその差止、取消を主張されたりまたは効力を争われることはない」（訳pp.301-302）というものである。

2 代表権と業務執行権

株主とは別の主体として「会社それ自体」を概念化し、さらに会社機関として取締役を成立させるのが株式会社制度である。「株主」・「会社それ自体」・「取締役」はそれぞれ独立した存在である。「会社それ自体」の成立という事実を前提として、「会社と株主」の関係・「会社と取締役」の関係が規定されており、会社という媒介なしにそれぞれの存在が結びつくことはできない。

株式会社を「株主の株主による株主のための機関」（若林、1994、P.65）と捉える発想は株式会社制度の論理構造から見て間違いであろう。若林（1994、p.65）は、「株式会社とは『株主団体』である。したがって株式会社の経営権は、当然、株主に属する」と述べ、「取締役とは、元来、株主が株主利益を実現するために選任した株主代表である」（1994、p.70）とも主張するが、これらの認識についても疑問が残る。若林の主張は「会社それ自体」の成立意義に対する無理解ないし「団体」概念の成立論理を通り一遍に理解しただけの議論であるといえる。

株主と業務執行権を直接結びつける発想は、個人企業から合名会社などにわたる非公開企業における論理である。株式会社が成立する以前の会社においては当然過ぎる発想であるため、これを株式会社にも不用意に適用するという誤りが起こる。しかも話をさらにややこしくするのは、現実に存在する株式会社のほとんどが閉鎖会社であり、実態は個人企業あるいは合名会社的な運

営となっているということである。そのような会社では株主が経営に参加するのが当然のこととなっている。大企業で通常みられる「資本と経営の分離」ということもほとんど起ってはいない。

株式会社における「代表権」という概念は権力行使の正当性にかかわる重要概念である。「会社それ自体」が株主や取締役とは別の存在であるという論理を受け止めると、概念構成体である株式会社の人格を代表する者が必要となる。論理的には代表権をもつ者の行為のみが「会社それ自体」の行為となる。取締役会の議決により代表権を持つ者が選出ないし解任されるということは、取締役会が代表権の行使を監視・牽制するという関係にある。日本の場合、代表取締役社長という地位で一人の人間が代表権と業務執行権という二つの権力を握るのが一般的である。これは団体の概念と組織の概念が重なりあった状態である。しかしながら、代表権と業務執行権を分離することも可能である。アメリカ型のコーポレート・ガバナンスの議論は代表権と業務執行権を分離し、とかく権力が集中しがちな執行役員の権力を統制しようとするものである。

経営権とは「会社それ自体」の業務執行権である。株式会社では会社機関としての取締役会が代表権を特定の取締役に与え、またその業務執行権を執行役員に委譲し会社機関としての権力構造をバランスさせている。

経営行動に関わる直接的な意思決定は会社機関としての取締役会の専管事項である。株主がもつ権利は会社の機関としての取締役および監査役の選任ないし解任権という形式で間接的なものにとどまる。要するに、株主は株主総会において取締役の選任議案に賛成ないし反対するという形式で、経営行動に間接的に影響しているにすぎない。

いずれにしろ、業務執行権は会社機関としての取締役会にあるのだから、これを株主に結びつける発想は間違いである。株式会社の内的な論理構造がそれを許さないのである。株主の有限責任の面からみても、株主は経営に直接参加しないから、有限責任である。株主は金を出しているのだから、適切に経営してもらい権利を有する。株主が自分たちのためにと考えるのは当然だが、経営者は「会社それ自体」のために経営する。経営者を株主の利益を代表するものとするのは株式会社を他の会社形態と混同した議論である。

近年、エンロンなどの不祥事をうけたコーポレート・ガバナンスの新しい方向として、継続株主のうち5パーセント以上の株式を所有する株主に対して、「取締役推薦権」を認めようとする動きが話題となっているが、これは裏返せば、これまで株主が経営と関わることがいかに少なかったかと言うことの証明でもある。要するに、株主の存在は直接的な経営権とは結び付けられてはいなかったのである。

V おわりに

北原 勇（1984、p.19）が「論者の間に見解の差異、対立は残されているが、『会社それ自体』による実質的所有を認めこれを現代資本主義分析の戦略的装置の一つと考える点ではほぼ一致してきているように見える」と書いたのが、20年ほど前である。それがここに来て「会社は株主のもの」だから「株主価値」を増加させる経営を目指せという主張の台頭がある。「会社それ自体」という主張はどこにいつてしまったのか。現代のコーポレート・ガバナンスの流れである「株主主権」で問題はないのか。

本稿は株式会社の内部構造を論理的に整理しようとしたものである。「団体」概念の成立という観点に立って、株式会社の内部構造を①「会社それ自体」と「株主」の関係、②「会社それ自体」、③「会社それ自体」と「会社機関」の関係という三つの側面として論じた。

わたしは、「会社それ自体」の成立こそが株式会社の論理構造の本質であると考えている。団体の概念はこの株式会社の構造分析に不可欠な概念である。株式会社の団体としての性格を原理的に検討することで、株式会社の理論的枠組みがいかなるものかが明確になる。

これまで、株式会社を分析するための基礎概念をもたずにこの現象を解釈する試みがなされてきたように思う。私の立場は、自らが構築した組織理論のための基礎概念である集団・団体・組織を援用しての演繹的分析である。現在の関心はこれら基礎概念が株式会社という手強い存在に対してどこまで有効であり、いかなる洞察を得ることができるか、はたまた具体的な提言として何を言えるかということにある。

「会社それ自体」の成立を重視する私の立場から言えることがあるとすれば、アメリカ型の「株主主権」という考え方の影響を受けて現在日本で進行中のコーポレート・ガバナンスについては少なからぬ疑問を感じているということである。「株主」の適正な権利行使は当然のことであるが、株主への奉仕を金科玉条のごとく唱える株式会社論には反対せざるを得ない。

株式会社については論究すべき課題は多々残されている。まずは本稿で論じた「会社それ自体」の成立の論理と意義のさらなる究明が重要であろう。次回の論稿では株式会社の派生的な側面として、「社会制度としての側面」と「共同体としての側面」について言及するつもりである。

また株式会社を「擬制」と捉えるか「実在」と捉えるかといった株式会社の存在を再検討してみることも必要となると思われる。これは方法論の立場に関わる議論ともつながるが、株式会社の社会的責任論を論じる場合にも押さえておくべき論点であろう。

参考文献

- 中條秀治、2003、「会社は誰のものか —『会社それ自体』論の可能性—」、『中京経営研究』、第12巻 第2号
- 中條秀治、2000a、「会社の代表権と業務執行権 —「団体」の概念と「組織」の概念を手掛かりとして—」、『中京経営研究』、第10巻 第1号
- 中條秀治、2000b、「会社の社団性と法人性を考える—団体の概念を手掛かりとして—」、『中京経営研究』、第9巻 第2号
- 中條秀治、1998、『組織の概念』、文眞堂
- Hamilton, R.W., 1980, The Law of Corporations In a nutshell, West Publishing Co., (山本光太郎訳、『アメリカ会社法』、木鐸社、1999)
- 岩井克人、2003、『会社はこれからどうなるのか』、平凡社
- 岩井克人、2002、『二十一世紀の資本主義』、筑摩書房
- 岩井克人、1994、『資本主義を語る』、講談社
- 岩井克人、1993、「ヒト、モノ、法人」、(伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重 編、『日本の企業 第1巻 企業とは何か』、有斐閣)
- 神田秀樹・竹井一浩、2002、『新しい株式制度』、有斐閣
- 北原 勇、1984、『現代資本主義における所有と決定』、岩波書店
- 西山忠憲、1980、『支配構造論』、文眞堂
- 森 杲、1985、『株式会社制度』、北海道大学図書刊行会
- 高村直助、1996、『会社の誕生』、古川弘文館
- 鷹巣信孝、1989、『企業と団体の基礎法理』、成文堂
- 鷹巣信孝、1984、「合名会社の内部構造と『法人』の意義 —株式会社の法的構造(三)の五一—」、『佐賀大学経済論集』12巻3号
- 鷹巣信孝、1981、「組合企業の内部構造と組合員の権利義務 —株式会社の法的構造(三)—」、『佐賀大学経済論集』13巻3号
- 鷹巣信孝、1980、「法律学から見た『企業』の内部構造 —株式会社の法的構造(2)—」、『佐賀大学経済論集』12巻3号
- 鷹巣信孝、1979、「企業形態としての株式会社の形成過程 —株式会社の法的構造(1)—」、『佐賀大学経済論集』11巻3号
- 内川菊義・中村義彦、1995、『現代株式会社論』、税務経理協会
- 若林政史、1994、『日本的経営の制度化を考える』、中央経済社
- 若林政史、1989、『日本的経営論から日本的会社論へ』、中央経済社
- 若林政史、1987、『株式新社論 —新しい会社像』、白桃書房